

令和5年第1回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和5年第1回教育委員会定例会議事日程

令和5年1月25日（水）

午後4時30分 開会

多賀城市役所3階 第二委員会室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議 事

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和4年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

1月23日、「第5回二市三町教育長会議」が塩竈市役所で開催され、教育長が出席しました。

1月4日、1月1日付けの定期昇給者に係る辞令を交付しました。昇給対象職員47名が昇給しております。

1月5日及び6日の2日間、「多賀城スコール（ウィンタースクール）」を各公民館で開催しました。2日間で小学生延べ61名、中学生延べ33名、学生ボランティア延べ22名が参加しました。

1月10日、12月26日からの冬期休業が終了し市立小中学校が再開しました。

同日、「特別支援教育支援員研修会」を市役所6階会議室で開催し、特別支援教育支援員40名が参加しました。多賀城市の特別支援教育について、教育長が講話を行いました。

1月17日及び18日、「多賀城市議会全員協議会」が開催され、教育委員会関係では「山王小学校の校舎増築及び長寿命化改良工事等について」を市議会議員へ説明しました。

■生涯学習課関係

1月8日、「令和5年成人式～二十歳を祝う会～」を文化センターで開催しました。市民会館小ホールを会場に、午前及び午後の二部制で実施し、今年二十歳を迎える対象者676名に対し415名が出席しました。市内中学校4校の卒業生12名が実行委員として企画や運営に当たり、恩師スピーチや代表者の挨拶が行われました。

1月11日、「青少年健全育成多賀城市民会議理事会」が開催され、教育部長が出席しました。令和4年度の事業報告と青少年善行者表彰選考が行われました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

1月7日から、令和4年度資料展「地域の文化財－南宮村・山王村－」を埋蔵

文化財調査センター展示室で開催しています。期間は、令和5年3月26日までです。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和4年1月20日現在)

○文化センター(指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
12月17日 18日	共催事業「第56回アンサンブルコンテスト宮城県大会予選 アンサンブルコンテスト多賀城地区大会」	916名	市会
1月5日	主催事業「山形交響楽団 BRASS 5 新春コンサート」	185名	市会
1月13日	主催事業「多賀城寄席出張編 利府・七ヶ浜落語会」 【利府公演】利府町文化交流センター「リフノス」 【七ヶ浜公演】七ヶ浜国際村	205名	リフノス、 七ヶ浜国際村
1月14日 15日	主催事業[みやぎ県民文化創造の祭典 芸術銀河2022WAKU☆WAKU☆舞台スタッフ体験2022関連イベント舞台背景幕を創ろう ～美術ワークショップ～]	26名	中公
1月15日	主催事業「ロビーステージ&サークルフェア」	3,744名	市会

○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
12月15日	高齢者教育事業 多賀城大学「あなたのお宝はいくら?お宝の見分け方を教えます!」 講師:株式会社仙台買取館(大黒屋) 櫻井 鉄矢 氏	29名	市会
12月20日	地域交流事業「多賀城はじめてスマホ会」 (午前:基礎編、午後:SNS編) 講師:ソフトバンク株式会社	12名	中公

○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
12月16日	地域交流事業「多賀城はじめてスマホ会in山王」 (午前:基礎編、午後:SNS編) 講師:ソフトバンク株式会社	10名	山公

12月17日	青少年教育事業「小学生書道教室」 講師：恵陽つくしお習字の会 谷田 富恵 氏	11名	山公
12月21日	高齢者教育事業 山王大学「防犯してますか？泥棒に入られないため、防犯イロハ」 講師：株式会社アーネスト（カギの救急車勾当台店）成田 敦 氏	10名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
12月17日	地域交流事業「多文化共生事業 体育室開放」	18名	大公
12月22日	成人教育事業「多賀城はじめてスマホ会in大代」 （午前：基礎編、午後：SNS編）」 講師：ソフトバンク株式会社	7名	大公
12月23日	地域交流事業「集いの広場」	4名	大公
1月11日	高齢者教育事業 山茶花大学「お医者さんも知らない！？いつまでも健康に歩くための靴の大切な話」 講師：株式会社旅ゆかば 大友 伸太郎氏	21名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
12月16日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤 葉子 氏	6名	市図
12月17日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	3名	市図
12月17日～ 25日	「シークレットブック」	41名	市図
12月18日	「本のソムリエに学ぶビジネススキル アウトプット術編」 講師：本のソムリエ 二本柳 保 氏	2名	市図
12月21日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	1名	市図
12月24日	「キッズクラフト クリスマスリースを作ろう」	7名	市図
12月26日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ お正月飾り」 講師：株式会社 多賀城フラワー	12名	市図
1月7日	「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」	2名	市図
1月8日	「親子で一緒に 図書館探検隊！」	2名	市図

1月11日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	1名	市図
1月13日	「図書館を切り取る 閉館後の撮影会」	21名	市図
1月15日	「本のソムリエに学ぶビジネススキル コーチング 術編」 講師：講師：本のソムリエ 二本柳 保 氏	4名	市図

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
12月16日、 1月6日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	2名	総体
12月18日、 1月15日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」 講師：坂本 佳那 氏	32名	総体
12月18日、 1月15日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」 講師：株式会社FIT-R健幸工房 NOBU高橋 氏	12名	総体
1月7日	社会体育事業「10,000人寒げい古」	198名	総体
1月16日	地域スポーツ指導員派遣事業 申請団体：桜木長寿会	11名	市内
12月15日～ 1月17日 (計7回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	127名	ヘルス 大公 山公

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
 市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和5年1月25日提出

多賀城市教育委員会
 教育長 麻生川 敦

議案第 1 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 月 2 5 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年多賀城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

スポーツ推進委員	年額 38,700円	7級
	実技指導等	
	4時間未満 3,100円	
	実技指導等	
4時間以上8時間以内 5,200円		

を

」

「

スポーツ推進委員	年額 38,700円	7級
	実技指導等	
	4時間未満 3,100円	
	実技指導等	
4時間以上8時間以内 5,200円		
学校運営協議会委員	年額 10,000円	3級

に改める。

」

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）を令和 5 年度から設置する。

協議会の委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する非常勤特別職の公務員となることから、報酬の額及び旅費を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 56 年多賀城市条例第 4 号。以下「条例」という。）の一部を改正するもの

2 協議会の概要

(1) 法令上の位置付け

学校の指導・運営体制を充実させ、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることを目的とした法の一部改正が平成 29 年 4 月 1 日に施行されたことにより、教育委員会は、学校の運営や運営への必要な支援を協議する機関として、学校ごとに協議会を置くように努めなければならないとされたもの

協議会は、法第 47 条の 5 第 1 項本文の規定により、教育委員会規則で定めるところにより設置するもの

(2) 協議会の事務

協議会は、主に次に掲げる事務を行うもの

- ア 学校運営の基本方針を承認すること。
- イ 学校運営について意見を述べること。
- ウ 職員の任用（※）について意見を述べること。
- エ 学校運営について評価を行うこと。

（※）職員の採用、転任及び昇任をいい、分限処分、懲戒処分等は含まない。

(3) 協議会の委員

教育委員会は、次に掲げる者を協議会の委員として任命するもの

- ア 当該学校の所在する地域の住民
- イ 当該学校に在籍する児童生徒の保護者
- ウ 当該学校の運営に資する活動を行う者
- エ その他教育委員会が必要と認める者

3 改正の内容

条例別表について、次の規定を追加するもの

(1) 区分

学校運営協議会委員

(2) 報酬の額

年額10,000円

→宮城県が定める協議会の報酬額を参考とするもの

(3) 旅費

3級

→職務の専門性等を勘案し、係長級とするもの

4 施行期日

令和5年4月1日

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																																																									
特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和56年3月3日 条例第4号	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和56年3月3日 条例第4号																																																									
本則 略 附則 略 別表（第2条、第5条関係）	本則 略 附則 略 別表（第2条、第5条関係）																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">報酬の額</th> <th style="width: 30%;">旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員</td> <td>年額 <u>38,700円</u></td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実技指導等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4時間未満 <u>3,100円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実技指導等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4時間以上8時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5,200円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校運営協議会委員</td> <td>年額 <u>10,000円</u></td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費	~~~~~			スポーツ推進委員	年額 <u>38,700円</u>	7級		実技指導等			4時間未満 <u>3,100円</u>			実技指導等			4時間以上8時間以内			<u>5,200円</u>		学校運営協議会委員	年額 <u>10,000円</u>	3級	~~~~~			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 55%;">報酬の額</th> <th style="width: 30%;">旅費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員</td> <td>年額 <u>38,700円</u></td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実技指導等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4時間未満 <u>3,100円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>実技指導等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4時間以上8時間以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>5,200円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">~~~~~</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費	~~~~~			スポーツ推進委員	年額 <u>38,700円</u>	7級		実技指導等			4時間未満 <u>3,100円</u>			実技指導等			4時間以上8時間以内			<u>5,200円</u>		~~~~~		
区分	報酬の額	旅費																																																								
~~~~~																																																										
スポーツ推進委員	年額 <u>38,700円</u>	7級																																																								
	実技指導等																																																									
	4時間未満 <u>3,100円</u>																																																									
	実技指導等																																																									
	4時間以上8時間以内																																																									
	<u>5,200円</u>																																																									
学校運営協議会委員	年額 <u>10,000円</u>	3級																																																								
~~~~~																																																										
区分	報酬の額	旅費																																																								
~~~~~																																																										
スポーツ推進委員	年額 <u>38,700円</u>	7級																																																								
	実技指導等																																																									
	4時間未満 <u>3,100円</u>																																																									
	実技指導等																																																									
	4時間以上8時間以内																																																									
	<u>5,200円</u>																																																									
~~~~~																																																										

議案第 1 号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 月 2 5 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和
56年多賀城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

開票立会人	日額 8,900円	7級
-------	-----------	----

を

」

「

開票立会人	日額 8,900円	7級
学校運営協 議会委員	年額 10,000円	3級

に改める。

」

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）を令和 5 年度から設置する。

協議会の委員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 2 号に規定する非常勤特別職の公務員として任用することから、報酬の額及び旅費を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 56 年多賀城市条例第 4 号。以下「条例」という。）の一部を改正するもの

2 協議会の概要

(1) 法令上の位置付け

学校の指導・運営体制を充実させ、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることを目的とした法の一部改正が平成 29 年 4 月 1 日に施行されたことにより、教育委員会は、学校の運営等について協議する機関として、学校ごとに協議会を置くように努めなければならないとされたもの

協議会は、法第 47 条の 5 第 1 項本文の規定により、教育委員会規則で定めるところにより設置するもの

(2) 協議会の事務

協議会は、主に次に掲げる事務を行うもの

- ア 学校運営の基本方針を承認すること。
- イ 学校運営について意見を述べること。
- ウ 職員の任用（※）について意見を述べること。
- エ 学校運営について評価を行うこと。

（※）職員の採用、転任及び昇任をいい、分限処分、懲戒処分等は含まない。

(3) 協議会の委員

教育委員会は、次に掲げる者を協議会の委員として任命するもの

- ア 当該学校の所在する地域の住民
- イ 当該学校に在籍する児童生徒の保護者
- ウ 当該学校の運営に資する活動を行う者
- エ その他教育委員会が必要と認める者

3 改正の内容

条例別表について、次の規定を追加するもの

(1) 区分

学校運営協議会委員

(2) 報酬の額

年額10,000円

→宮城県が定める協議会の報酬額を参考とするもの

(3) 旅費

3級

→職務の内容を勘案し、係長級とするもの

4 施行期日

令和5年4月1日

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新			旧		
特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例			特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例		
昭和56年3月3日			昭和56年3月3日		
条例第4号			条例第4号		
本則 略			本則 略		
附則 略			附則 略		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費	区分	報酬の額	旅費
~~~~~			~~~~~		
開票立会人	日額 8,900円	7級	開票立会人	日額 8,900円	7級
学校運営協	年額 10,000円	3級			
議会委員					
~~~~~			~~~~~		


議案第2号

令和4年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）に
ついて

このことについて、別紙のとおり決定する。

令和5年1月25日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦